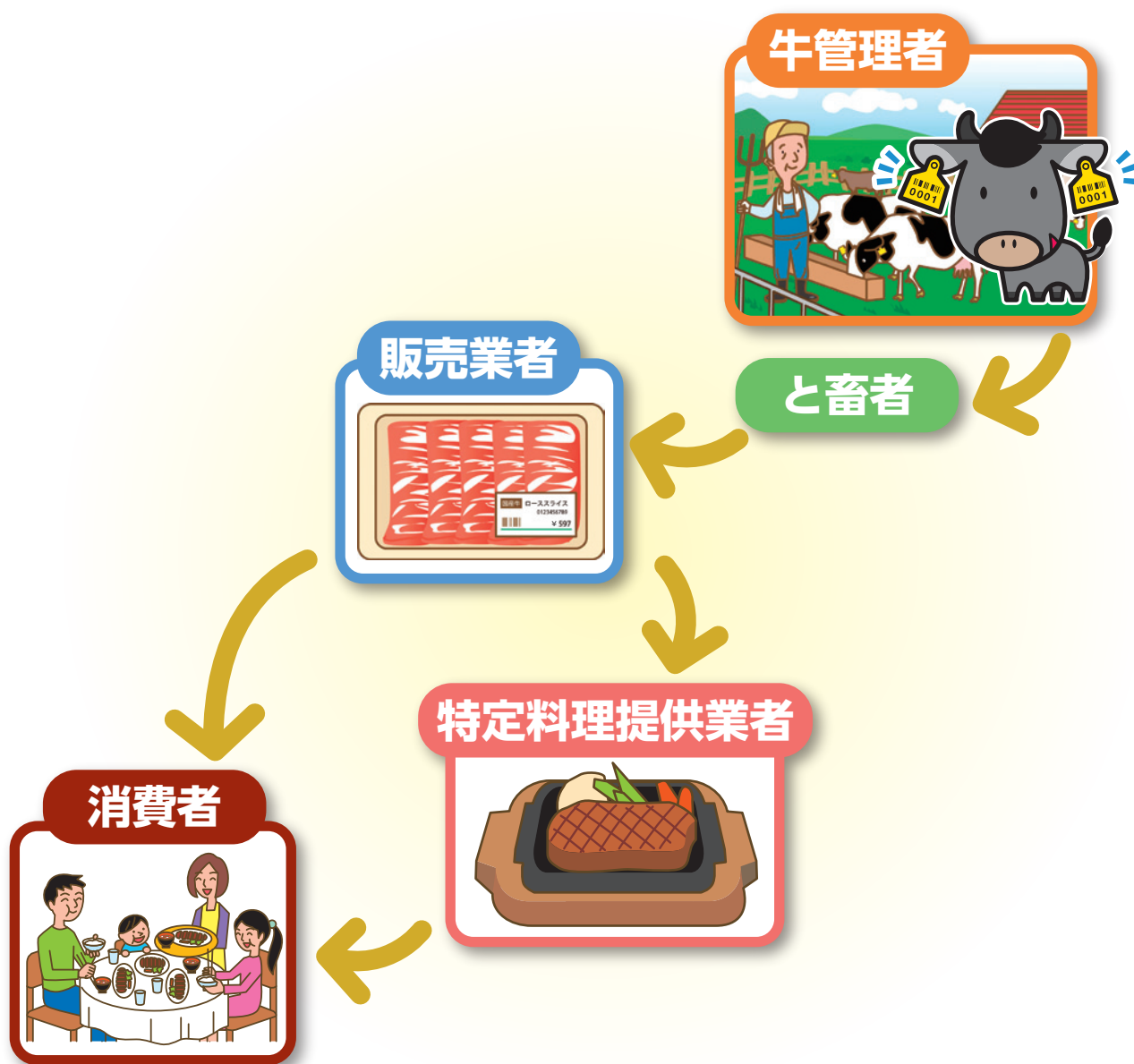


牛トレーサビリティ法

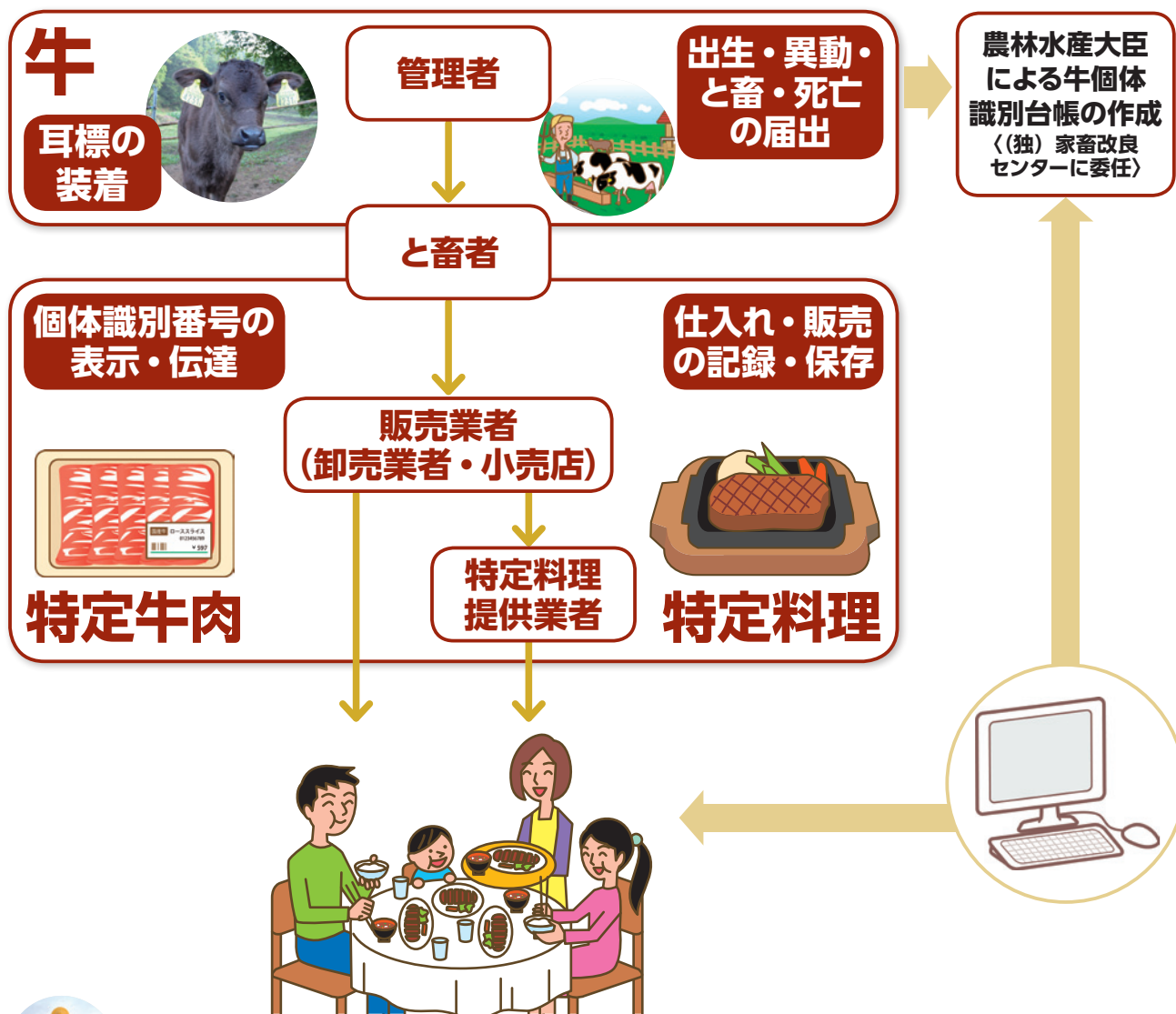
「牛の個体識別のための情報の管理及び
伝達に関する特別措置法」



BSEのまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進しています。

農林水産省

牛トレーサビリティ制度の概要



耳標装着

国内で飼養される、原則、すべての牛（輸入牛を含む）に、10桁の個体識別番号が印字された耳標が装着されます。

牛の生産履歴のデータベース化

個体識別番号によって、その牛の性別や種別（黒毛和種など）に加え、出生から、とさつ・死亡までの飼養地などがデータベースに記録されます。



個体識別番号の表示と記録

その牛がとさつされ牛肉となってからは、枝肉、部分肉、精肉と加工され流通していく過程で、その取引に関わる販売業者などにより、個体識別番号が表示され、仕入れ・販売の相手などが帳簿に記録・保存されます。

追跡・遡及可能

これにより、国産牛肉について、牛の出生から消費者に供給されるまでの間の生産流通履歴情報の把握（トレーサビリティ）が可能となります。

（購入した牛肉に表示されている個体識別番号により、インターネットを通じて牛の生産履歴を調べることができます。）

管理者のすべきこと

「管理者」とは、牛（注）の所有者その他の牛を管理する者（牛の運送の委託を受けた運送業者を除く）です。

具体的には、①牛の飼養者、②共同哺育・育成センター、繁殖センター又は肥育センターの管理者、③牛の飼養を行う公共牧場の管理者、④試験・研究機関、⑤牛の飼養を行う教育機関、⑥荷受業者（と畜場における牛のとさつ・解体を「と畜者」に委託することを請け負って牛の飼養者等から牛の引渡しを受け、当該牛がとさつされるまでの間、当該牛を管理する者をいう。）などが該当します。

（注）対象となる牛

本法の対象となる「牛」は、国内で飼養され、他の牛と同居する可能性のある「牛」をいいます。

ただし、以下の（１）及び（２）に掲げる牛については、法の対象となる牛の範囲から除外します。

- （１）出生直後に死亡した牛
- （２）輸入された牛のうち、家畜伝染病予防法に規定する家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送され、と畜場でとさつされる牛。

管理者は、

①出生・輸入・譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）・譲受け又は引取り（以下「譲受け等」という。）・死亡・輸出の届出

②耳標の装着

を行い、

③耳標の取り外し等の禁止

を遵守しなければなりません。

①出生・輸入・譲渡し等・譲受け等・死亡・輸出の届出

管理者は、以下の場合には、遅滞なく、書面やインターネット等を使用し、以下に掲げる事項を（独）家畜改良センターに届け出なければいけません。

（１）出生の届出

- ア 出生の年月日
- イ 雌雄の別
- ウ 母牛の個体識別番号
- エ 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- オ 飼養施設の所在地
- カ 牛の種別

（２）輸入の届出

- ア 輸入の年月日
- イ 雌雄の別
- ウ 輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- エ 飼養施設の所在地
- オ 牛の種別
- カ 輸入先の国名

（３）譲渡し等の届出

- ア 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- イ 当該牛の個体識別番号
- ウ 譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び連絡先
- エ 譲渡し等の年月日
- オ 飼養の終了の年月日

（４）譲受け等の届出

- ア 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- イ 当該牛の個体識別番号
- ウ 譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先
- エ 譲受け等の年月日
- オ 飼養施設の所在地
- カ 飼養の開始の年月日

（５）牛の死亡の届出

- ア 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- イ 当該牛の個体識別番号
- ウ 死亡の年月日
- エ 譲渡し等の相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先（死亡した牛であって、譲渡し等をされたものに限る。）

（６）牛の輸出の届出

- ア 輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先

イ 当該牛の個体識別番号

ウ 輸出の年月日

エ 譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先

オ 飼養施設の所在地

カ 輸出先の国名

（７）牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときの届出

ア 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先

イ 当該牛の個体識別番号

ウ 変更があった事項（新旧を対照して明示すること。）

エ 変更の年月日

②耳標の装着

牛の管理者又は輸入者は、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標を、個体識別番号が容易に判読できるように着けなければいけません。

また、管理者は、耳標が滅失し、き損し、又はこれに表示された個体識別番号の識別が困難となった場合には、新たにその個体識別番号を表示した耳標を、個体識別番号が容易に判読できるように着けなければいけません。

③耳標の取り外し等の禁止

何人も、適法に牛の耳に着けられた耳標を取り外し、その他個体識別番号の識別を困難にする行為をしてはいけません。

また、何人も、両耳に耳標が着けられていない牛の譲渡し等又は譲受け等をしてはいけません。

（１）一方、以下に掲げるやむを得ない事由に該当するときは、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等を行うことができます。

ア 牛が耳の疾患にかかっているとき

イ 牛の耳に外傷があるとき

ウ 耳標の劣化等により個体識別番号の判読が困難となった耳標の取替えを行う必要があるとき

エ 譲渡し等の直前又は輸送中に耳標が脱落したとき

（２）これらのやむを得ない事由に該当し、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等をする場合には、当該牛の管理者は、当該牛の個体識別番号を識別するため、次に掲げる措置のいずれかを講じなければいけません。

ア 取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付けること。

イ 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等で記載すること。

と畜者のすべきこと

「と畜者」とは、牛をとさつした者です。と畜者は、(1) 届出、(2) 個体識別番号の表示・伝達、(3) 帳簿の備付けを行わなければなりません。

1 届出

と畜者は、牛のとさつ後遅滞なく、書面等で次の事項を（独）家畜改良センターに届け出なければなりません。

ア と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地

イ 当該牛の個体識別番号

ウ とさつの年月日

エ 譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先

2 個体識別番号の表示・伝達

と畜者は、牛をとさつした後、当該とさつした牛から得られた特定牛肉を他者に引き渡すときは、当該特定牛肉に当該牛の個体識別番号を表示しなければなりません。

（特定牛肉：「販売業者のすべきこと」（注1）を参照してください）

表示すべき事項は、

ア 個体識別番号

イ 個体識別番号以外の番号又は記号で牛の個体を識別することができるもの

（と畜番号や枝肉番号が該当します。この場合は、と畜者は、特定牛肉の引渡しを受ける者に対し、当該番号又は記号に対応する牛の個体識別番号を明らかにした書面を交付しなければなりません。また、この書面の交付に代えて、特定牛肉の引渡しの相手の承諾を得た上で、当該書面に記載すべき事項をメール、磁気ディスク等により提供することもできます。）

3 帳簿の備付け

（1）記録する事項は、

ア 当該特定牛肉に対応する個体識別番号

イ 当該特定牛肉の引渡しの年月日

ウ 当該引渡しの相手方の氏名又は名称及び住所

エ 当該引渡しに係る特定牛肉の重量

（2）備付け方法は、

と畜者は、帳簿（磁気ディスクでも可）を備え、引渡しに係る特定牛肉ごとに、（1）の事項を記載又は記録し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しなければなりません。

販売業者のすべきこと

「販売業者」は、牛肉の販売を行う事業者です。

枝肉や部分肉を販売する卸売業者、精肉を販売する小売店・スーパーマーケットなどが該当します。(牛肉を原材料とした製品を製造加工し、その卸売を行う製造業者や、弁当等を調理し、その小売を行う中食業者は対象外です。)

販売業者は、特定牛肉(注1)の販売に関して、(1) 個体識別番号の表示・伝達、(2) 帳簿の備付け(仕入れ及び販売)を行わなければなりません。

(注1)「特定牛肉」とは、

牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、とさつ、部分肉製造、卸売段階における枝肉、部分肉、精肉小売り段階における精肉が該当します。対象外の牛肉は、

- ア 牛肉を原料又は材料として「製造」したハム、ソーセージなど、「加工」した牛豚合挽き肉など又は「調理」した味付けカルビなど
- イ 牛肉を肉ひき機でひいたもの
- ウ 牛肉の枝肉への整形過程で除去される頭部に含まれる「舌」及び「頬肉」、部分肉への整形過程で発生する「くず肉」

1 個体識別番号の表示・伝達

販売業者は、販売する特定牛肉、容器、包装、送り状、又はその店舗の見やすい場所に、個体識別番号(又はロット番号)を表示し、伝達しなければなりません。

(1) 表示すべき事項は、

- ア 個体識別番号
- 又は
- イ ロット(荷口)番号と問い合わせ先(ロット(荷口)番号に結びつける上記アの個体識別番号は50頭以下としてください。)

(2) 表示方法は、
一の特定牛肉(注2)ごとに、

【卸売業者】

- ア 枝肉や部分肉にラベルで表示する
- イ 部分肉を梱包している外箱に表示する
- ウ 送り状・納品伝票等への表示により伝達する(送り状に表示する場合は、商品との結びつきが明らかになるように表示してください。)

【小売店】

- ア 店頭表示ボードで個体識別番号を表示する
- イ 店頭表示ボードとプライ斯拉ベルで個体識別番号を表示する
- ウ プライ斯拉ベルで個体識別番号(又はロット番号)を表示する

なお、複数の個体識別番号又はロット番号をまとめて表示する場合も、商品単位ごとに表示してください。

(注2)「一の特定牛肉」は一の商品単位、すなわち、

- ア 卸売の段階では、部分肉や「牛正肉」の1ブロック又はこれらを複数分まとめた1包装単位
- イ 小売の段階では、パック売りの場合にあっては1パックごと又はこれらを同一の商品として他の商品と区分して配置した1販売区画、量り売りの場合にあってはショーケース内における同一の商品を陳列した1トレイがこれに相当します。

2 帳簿の備付け

(1) 記録すべき事項は、
特定牛肉の仕入れ・販売ごとに、

【仕入れ】

- 仕入れた特定牛肉ごとに、
- ア 個体識別番号(又はロット番号)
- イ 仕入れの年月日
- ウ 仕入れの相手先(氏名又は名称及び住所)
- エ 仕入れの重量

【販売】

- 販売した特定牛肉ごとに、
 - ア 個体識別番号(又はロット番号)
 - イ 販売の年月日
 - ウ 販売の相手先(氏名又は名称及び住所)
 - エ 販売の重量
- (販売する相手が不特定多数の消費者の場合は不要です。)

(2) 備付け方法は、

帳簿(磁気ディスクをもって調整するものを含む。)を備え、特定牛肉の仕入れ・販売に関し(1)の事項を記録し、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しなければなりません。



特定料理提供業者のすべきこと

「特定料理提供業者」とは、主として「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」を提供している事業者です。

「主として」かどうかは、当該営業施設における仕入れ又は販売額の過半を占めているかどうか等を基準として判断します。料理の提供を主たる事業としていないバーやスナック、特定料理が一部メニューに限られているファミリーレストランなどは対象外です。

特定料理提供業者は、特定料理（注3）の提供に関して、（1）個体識別番号の表示、（2）帳簿の備付けを行わなければなりません。

（注3）「特定料理」とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。

対象外の料理は、
ア 内臓や舌などのホルモン焼き
イ ユッケやローストビーフ
などです。

1 個体識別番号の表示等

特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供をするときは、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、個体識別番号（又はロット番号）を明瞭に表示しなければなりません。

（1）表示すべき事項は、

ア 個体識別番号

又は

イ ロット（荷口）番号と問い合わせ先

（ロット（荷口）番号に結びつける上記アの個体識別番号は50頭以下としてください。）

（2）表示方法は、

ア パネル（掲示板）に表示する

イ メニューに表示する

ウ 料理に個体識別番号を表示した紙を添える

なお、複数の個体識別番号又は荷口番号を表示する場合の表示の単位は、「一の注文の単位」＝「1メニュー」ごとになります。

2 帳簿の備付け

（1）記録すべき事項は、

特定料理の主たる材料とした特定牛肉の仕入れごとに、

ア 個体識別番号（又はロット番号）

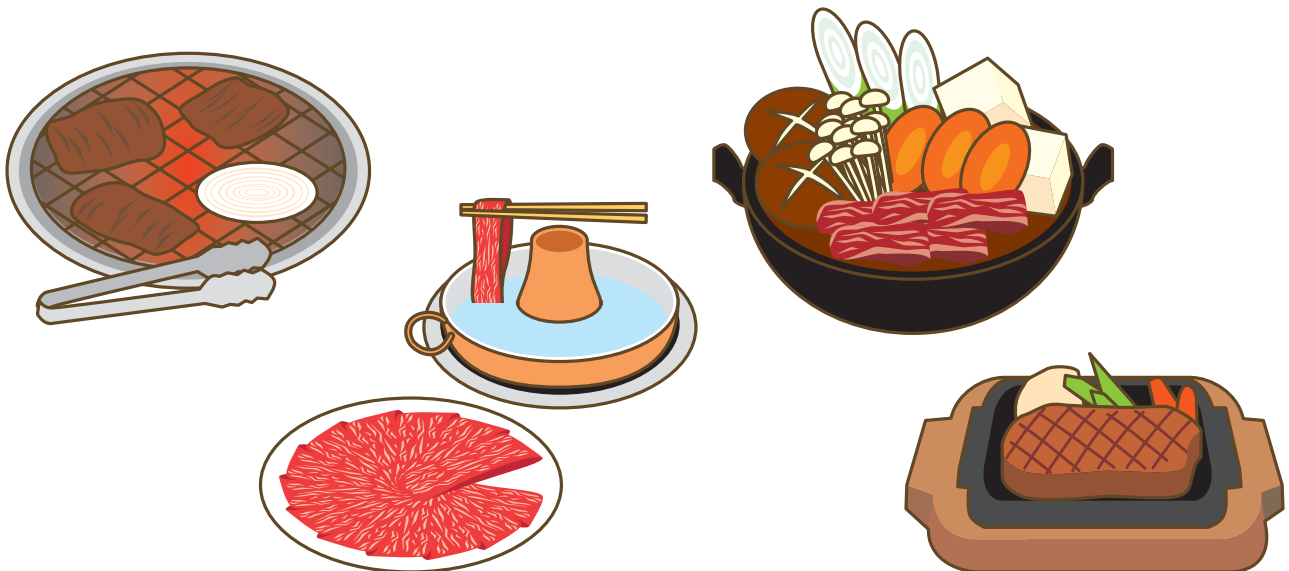
イ 当該仕入れの年月日

ウ 当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所

エ 当該仕入れに係る特定牛肉の重量

（2）備付け方法は、

帳簿（磁気ディスクをもって調整するものを含む。）を備え、特定牛肉の仕入れに関し（1）の事項を記録し、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しなければなりません。



牛トレーサビリティ Q&A

生産段階【耳標・届出関係】

Q 耳標が外れてしまいました。どうしたらいいですか。

A 至急、(独)家畜改良センターへ耳標の再発行請求を行い、耳標を再入手し、牛に再装着してください。

耳標の再発行請求は、電話、携帯電話、パソコン等で行えます。

電話(音声応答システム): **186-0037-80-1777**(専用ダイヤル) **186-0248-48-0594**(携帯、IP電話の場合)

携帯電話(携帯電話用Webサイト): <http://www.id.nlbc.go.jp/report/>

パソコン(パソコン用Webサイト): <https://www.id.nlbc.go.jp>

連絡先: (独)家畜改良センター個体識別部(電話番号: 0248-48-0596)

ただし、牛が耳の疾患にかかっているとき、牛の耳に外傷があるとき、また譲渡し等の輸送中に耳標が脱落したときなどのやむを得ず耳標を装着できない場合には、耳以外の部分にひも等で取り付けたり、耳以外の部分に個体識別番号を塗料で記載する必要があります。

Q 耳標が取れてなくなりましたが、牛の血統書はあるので譲渡してもいいですか。

A 両耳に耳標が着けられていない牛は、譲渡できません。

耳標がとれた場合は、至急、(独)家畜改良センターへ耳標の再発行請求を行い、耳標を再入手してください。

電話(音声応答システム): **186-0037-80-1777**(専用ダイヤル) **186-0248-48-0594**(携帯、IP電話の場合)

携帯電話(携帯電話用Webサイト): <http://www.id.nlbc.go.jp/report/>

パソコン(パソコン用Webサイト): <https://www.id.nlbc.go.jp>

Q 内容を間違えて出生・異動の届出を行ってしまった場合、どのように訂正すればいいですか。

A (独)家畜改良センターに修正請求を行ってください。

牛の管理者が自ら届出を行った内容の修正請求は、「牛個体識別全国データベース修正請求書」に必要な事項を記入し(独)家畜改良センター個体識別部に郵送するか、パソコン(パソコン用webサイト)で修正請求してください。

届出を行った管理者以外の者による修正請求は、「牛個体識別全国データベース修正請求書」に加え、子牛登記証明書(コピー)などの証拠書類を添付し郵送してください。

送付先: ☎961-8511 (独)家畜改良センター個体識別部

パソコン(パソコン用Webサイト): <https://www.id.nlbc.go.jp>

詳しくは、(独)家畜改良センターホームページ→牛の個体識別情報検索サービスストップページ→届出内容の修正をクリックすることにより、記入例、様式、パソコンでの修正請求手順等を入手することができます。

流通段階【販売業者】

Q 部分肉からスライス商品を製造した後、残りの肉でカレー・シチュー用や切り落とし商品を作りました。このような商品には、個体識別番号を表示する必要がありますか。

A 個体識別番号の表示が必要です。

牛トレーサビリティ法において、牛肉の整形過程で副次的に得られたものは、特定牛肉の対象から除くとしており、部分肉への整形過程で発生する「くず肉」を寄せ集めて商品化したものが該当するとしています。(法第2条第3項第3号、省令第2条、施行通知第2の3)

ご質問のような商品については、部分肉(もも)から「ステーキ用」又は「モモスライス」の精肉を作った後に、残った肉から「カレー・シチュー用」や「切り落とし」という商品を生産したものであり、「副次的に得られたもの」とは解釈できず、個体識別番号を伝達すべき「特定牛肉」に該当します。

Q タン・内臓とロース（特定牛肉）との焼き肉盛り合わせのような商品に個体識別番号を表示する必要はありますか。

A 特定牛肉であるロースの個体識別番号を表示する必要があります。
牛トレーサビリティ法では、牛肉の整形にともない副次的に得られた、枝肉への整形過程で除去される頭部に含まれる舌や内臓については法の対象外となっています。また、牛肉を原料とした加工食品も対象外となっており、野菜と牛肉の盛り合わせ等は異種の混合品として加工食品に該当しますが、同畜種の盛り合わせについては加工食品に該当しません。

Q 複数の種別や部位の商品を販売していますが、その日に加工した牛肉すべてを1つにまとめてボード表示してもいいですか。

A ボードに個体識別番号を表示する場合は、商品ごとに個体識別番号が分かるように表示してください。

牛トレーサビリティ法において、個体識別番号及びロット番号は「一の牛肉」を単位として表示することとなっています。この「一の牛肉」は一の商品単位、すなわち、
ア 卸売の段階では、部分肉や「牛正肉」の1ブロック又はこれらを複数分まとめた1包装単位
イ 小売の段階では、例えば、パック売りの場合にあっては1パックごと又はこれらを同一の商品として他の商品と区分して配置した1販売区画、量り売りの場合にあってはショーケース内における同一の商品を陳列した1トレイがこれに相当します。（法第15条、省令第22条、施行通知第5の2）
※施行通知：「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について」（平成15年7月2日付け15生畜第2068号農林水産事務次官依命通知）

Q 学校給食や特定料理提供業者に該当しない飲食店に販売する場合は、消費者に販売する場合と同じく、販売帳簿の保管はしなくてもいいですか。

A 帳簿の保管は必要です。
学校給食や特定料理提供業者に該当しない飲食店は、不特定、かつ、多数に対する販売には該当しませんので、これらへ特定牛肉を販売するときも、販売帳簿の保管は必要です。

流通段階【特定料理提供業者】

Q 特定料理の個体識別番号の伝達は、店頭やメニューに表示するのではなく、お客様に聞かれたときに答えるとの対応でいいですか。

A お客様に聞かれたら答えるという対応では不十分であり、店舗の見やすい場所に明瞭に表示しなければなりません。

牛トレーサビリティ法では、特定料理提供業者が、特定料理を提供するときは、料理又はその店舗の見やすい場所に原料牛肉の個体識別番号を明瞭に表示しなければならないと定められています。（法第16条、省令第26条）

お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
…☎03-3502-8111（内線4548）

地方農政局消費・安全部安全管理課

東北…☎022-263-1111（内線4533）

関東…☎048-600-0600（内線3219）

北陸…☎076-263-2161（内線3715）

東海…☎052-201-7271（内線2827）

近畿…☎075-451-9161（内線2246）

中国四国…☎086-224-4511（内線2359）

九州…☎096-211-9111（内線4252）

北海道農政事務所消費・安全部安全管理課

…☎011-642-5463（内線514）

沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課

…☎098-866-1672（直通）